

特定行為研修受講のための代替職員経費補助に関するQ & A

特定行為研修の受講を推進するため、令和元年度から訪問看護ステーションを対象とした代替職員経費の補助事業を実施しています。

Q 1 どのような補助ですか？

A 1 あなたの訪問看護ステーションの職員が特定行為研修を受講している場合に、代替業務を行うために新たに雇用した職員の人件費（図1）や 既存の職員の代替業務従事分の人件費（図2）を補助するものです。

(図1)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特定行為研修受講者		共通区分の受講						実習(週に2回)程度				
代替業務のため新たに雇用した職員		補助対象となる人件費 (研修が休みの日の分は除く)					雇用期間	実習日の分の人件費のみ 補助対象				

(図2)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特定行為研修受講者		共通区分の受講						実習(週に2回)程度				
既存の職員		この期間に実施した代替業務分の人件費が 補助対象(研修が休みの日の分は除く)					雇用期間	実習日の分の人件費のみ 補助対象				

Q 2 新たに雇用した職員と既存の職員の人件費の両方について補助を受けられますか？

A 2 研修受講期間内の人件費であれば組み合わせて利用が可能です。(図3)。

ただし、補助する人件費は同一期間に重複しないようにしてください。

(図3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特定行為研修受講者		共通区分の受講						実習(週に2回)程度				
代替業務のため新たに雇用した職員		補助対象					雇用期間	実習日の分の人件費のみ 補助対象				
既存の職員				この期間の代替業務分の 人件費が補助対象								

Q 3 「新たに雇用した看護職員」、「既存の職員」の要件はありますか？

A 3 看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）であることが条件です。

雇用形態（常勤/非常勤/パート）は問いません。また、雇用期間は研修期間を前後していても構いません。

Q 4 受講者がeラーニング聴講中の代替業務にかかる人件費は補助対象になりますか？

A 4 勤務時間内のeラーニング聴講であれば、この代替業務にかかる人件費は補助対象になります。

eラーニング聴講6時間で1日の受講とみなします。

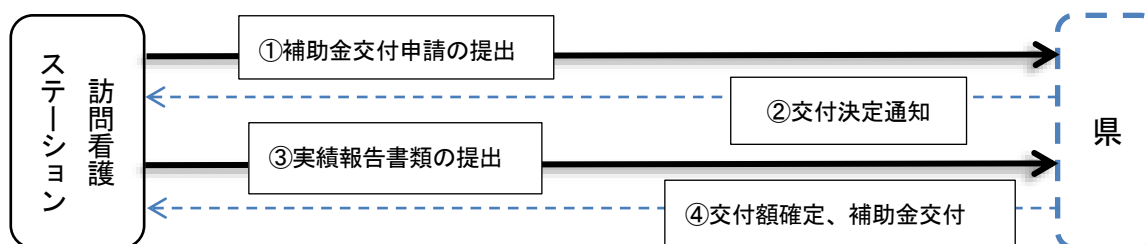
別紙様式第2号、別紙様式第3号の「A 受講料及び旅費」の「受講日数計」には、eラーニング受講時間を追加して計上してください。

例) 指定研修機関における研修の受講日数が 40 日間、e ラーニングの総聴講時間が 200 時間の場合

指定研修機関における研修受講日数	40 日間
e ラーニング 200 (時間) ÷ 6 = 33.33 (切捨) ⇒ 33 日間	
計 (受講日数)	73 日間

Q 5 申請後、補助金交付までの流れを知りたいです。

A 5 次の流れのようになります。



Q 6 申請の段階では、はっきりした必要経費がわかりません。申請用紙における必要見込額はどのように計上すれば良いですか？

A 6 申請段階での見込額を計上してください。

Q 7 補助金の申請後に、研修の受講を取りやめた場合はどのようにすれば良いですか？

A 7 ケースにより手続きが異なりますので、医療人材対策室にご連絡ください。

問合せ先 福島県保健福祉部医療人材対策室
〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 西庁舎 7 階
電話 024-521-7222
メール kango@pref.fukushima.lg(エルジー).jp